

令和4年第9回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年8月19日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和4年第2回白井市議会臨時会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 9時30分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、伊藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様おはようございます。お盆明けのまだ数日しか経っていない中での臨時議会ということで、議会の方も執行部の方もコロナというようなものについて、できるだけ臨時議会で行っていくということで、皆さんそういった意思統一が出来ていると思っております。どうか今後もいろいろ臨時議会等多くなってくるような話を聞いておりますので、どうか、皆さんのご協力を得て、今後も進めていきたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。続きまして、会議にご出席頂きました、笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和4年第2回市議会臨時会に関わる運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。第2回の市議会議会は、本日、8月の19日金曜日、午後1時30分に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。市から提案いたします案件は、専決処分についての報告が4件、議案につきましては、令和4年度一般会計補正予算について1件の合わせて5件となります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただ今の出席は、9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和4年第9回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。議題1 令和4年第2回白井市議会臨時会について、①提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今臨時会に提案予定されている議案の内容について説明願います。高山総務課長。

○高山総務課長 改めましておはようございます。令和4年第2回市議会臨時会に提案いたします議案等の内容の概要について説明をいたしますので、お手元の資料ご覧いただきたいと思います。報告第1号 専決処分について、所管課は道路課となります。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の調停を成立させることについて、令和4年6月22日に専決処分を行ったので報告するものです。内容は、令和3年12月6日、7日に歩道の舗装修繕を行った、市発注の道路維持工事において、工事業者が、施工機械の排気熱により申立人の自宅垣根に損傷を与えた事故に対し、申立人から市に、謝

罪及び53万3,676円の支払いを求める調停が申立てられたものです。調停の申立人は、市内在住の個人1人。調停条項の概要は、利害関係人工事業者は、申立人に対し、本件損害賠償金として41万1,400円の支払義務があることを認める。利害関係人工事業者は、申立人に対し、前項の金員を令和4年7月末日限り、申立人指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は利害関係人工事業者の負担とする。申立人は、その余の請求を放棄する。申立人ら（申立人及び利害関係人家族）と白井市との間及び申立人らと利害関係人工事業者との間には、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。調停費用は各自の負担とする。調停成立日は、令和4年6月22日となっております。つづきまして、報告第2号、専決処分について、所管課は道路課となります。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、令和4年7月8日に専決処分を行ったので報告するものです。内容は、令和4年6月6日に契約した舗装修繕工事について、設計の誤りによる違算が判明したため、入札の公正性確保の観点から、本件工事の契約を解除した後、建設工事請負契約約款第46条第2項の規定に基づき、契約解除により生じる相手方の損害を賠償するものです。賠償の相手方は、株式会社I.G.O. 印西市浦部1028番地の2、代表取締役村越 弘明。損害賠償の額、34万7,952円となっております。続きまして、報告第3号 専決処分について、所管課は公共施設マネジメント課となります。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年7月13日に専決処分を行ったので報告するものです。内容は、令和4年5月29日午後1時25分頃に、本市職員が、ごみゼロ運動のごみの回収作業のため、庁用車で市内を走行していたところ、相手方住居の塀に接触してブロック塀及びフェンスを破損させ、相手方に損害が発生したものです。賠償の相手方は、市内在住の個人1人。損害賠償の額は、7万5,900円。示談日は、令和4年7月13日となっております。続きまして報告第4号 専決処分について、所管課は道路課となります。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年8月2日に専決処分を行ったので報告するものです。内容は、令和3年2月16日午前中に、相手方が清戸353番3地先の市道15-004号線を自動車で走行している際に、側溝から外れていた側溝蓋に乗り上げ、左側前後輪のタイヤのパンク及びアルミホイールの破損並びに左後輪タイヤハウス付近のサイドステップ及びリアフェンダーの損傷が生じたものです。賠償の相手方は、市内在住の個人1人。損害賠償の額は、22万2500円。示談日は、令和4年8月2日となっております。最後になります。議案第1号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第5号）について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,083万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億2,495万円とするものです。補正内容は、歳入歳出予算として、コロナ禍における物価高騰が広がる中で、子育てをする保護者の経済的負担を軽減

し、市民が安心して子育てできる環境をつくるため、国から交付される地方創生臨時交付金を活用し、子ども医療費助成の対象とならない高校生等の医療費を負担する保護者に対し、今年度に限り、医療費を助成するための所要額を計上するものです。育休代替職員（保健師）につきまして、任期付き職員の募集を行いました。条件に合致する応募がなく、確保することが困難であったことから、やむを得ず、育休代替職員を派遣業務委託で確保するものです。原油価格、液化天然ガス価格等の世界的な高騰を受け、学校給食センターの電気契約の契約先から申出があり、協議の結果、契約の変更を行ったこと及び今後ガス料金が不足する見込みであることから、不足する額を計上するもの。繰越明許費として、今回実施する医療費助成について、令和5年3月等の申請については令和5年4月に行われることが見込まれるため、本事業の予算のうち、令和5年度に支出する可能性がある助成金等の予算について、6か月の計画期間の1月分を見込み、その額を繰越明許費として設定するものです。以上が令和4年第2回市議会臨時会に提案いたします議案等の概要となります。なお、報告第1号から第4号まで及び、議案第1号につきましては、この後開催をされます。議員全員協議会で詳細についてご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただ今の説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 無いようですので、執行部の市長、部長、課長さんは退席をよろしくお願いいたします。次に、②会期日程及び議事日程についてを議題とします。議会事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程案及び議事日程案について説明いたします。始めに、第2回臨時会の会期日程案につきましては、本日、8月19日の1日をお願いいたします。次に、議事日程案につきましては、お手元に配付の案のとおりとなります。令和4年第2回白井市議会臨時会議事日程（案）でございます。日程第1 会議録署名議員の指名について、日程第2 会期決定について、日程第3 諸般の報告について、日程第4 報告第1号 専決処分について、日程第5 報告第2号 専決処分について、日程第6 報告第3号 専決処分について、日程第7 報告第4号 専決処分について、日程第8 議案第1号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第5号）についてになります。議案につきましては、臨時会となりますので申し合わせのとおり、委員会付託を省略し、本会議方式により、質疑、討論、採決をお願いいたします。以上です。

○伊藤委員長 ただ今、説明のありました会期日程案及び議事日程案について質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。局長より説明のあった会期日程案及び議事日程案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、原案のとおり決定しました。議題二 その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますか。柴田委員。

○柴田委員 今、協議をしてくれということではありませんが、議運の申し合わせについて、前回の議運で病気の議員が一般質問の順番について配慮してもらいたいという申し出があって、それについて協議をし、一応認めようということにはなりましたが、申し合わせにするかどうかについては今はしないと。しないとというのが前提で私は発言し、事実としてあるなら先例として載せるかどうかではないかというような発言をしています。結局その時は、申し合わせにするとは決まりませんでしたし、そのあとの全協での委員長からの報告でも申し合わせに載せますっていう発言は一言もない。だからそういう認識であったと私は思いますし、いきなり申し合わせに載せましようっていうことになったとしたら私は反対したと思います。その中でいきなり申し合わせが追加されましたと全議員に配信がされています。ここについて議運の皆さんどのお考えか、この扱いについてどう思うのか。ほとんど全員の合意がなければ申し合わせについては追加ができない中で、議運のメンバーですら申し合わせにする認識がないという中で申し合わせになってしまった。こういうことで、皆さんの認識を聞きたいし、今やることではありません。次時間がある時で結構ですし、この申し合わせの追加については、とりあえず保留にしてもらいたいと思いますので発言させていただきます。以上です。

○伊藤委員長 はい。今柴田委員の方から発言がありました申し合わせの変更を決定したという認識ではないですけども、事務局長、その辺の見解をお願いします。

○永井議会事務局長 議会運営委員会の中での流れとしましては、当初、申し合わせは、変えないというようなその流れの中だったんですが、だんだん終盤に差し掛かってきたところで、その辺が少し、あいまいと言うと語弊がありますが、揺らいできていると、最終的には委員長の元で協議して決まりましたら報告させていただきますということでの締めになっているというところからです。変えないとというような決定にはなっていないけれども、変えるっていうところについては持ち帰るというの形になっているのかなと認識していたところでございます。

○伊藤委員長 あの会議の時には、順番を入れ替えるという、会派以外と入れ替えるということは皆さん承認されたと思います。そのことをどういうふうな明記をするかということが問題に今なってるんだと思うんですね。なにも書かないでその順番を入れ替える方法を取るというのはやはりちょっとおかしいと思うんで。柴田委員。

○柴田委員 であるならば、こういうことでよろしいですかというまとめを議運のメンバーに送るべきで、いきなり全員に申し合わせにこういう風に入れましたは無いと思います。それは議運軽視も甚だしいと思います。そういうことであつたらそれはちょっと早いのではないですか。先例にまずするべきでしよって言ったと思います。それは議事録でも残っています。

○伊藤委員長 では、それを皆さんもうお手元にその文章も行ってると思いますので、それをふまえて25日時間を少し取ってその部分の話をして、その結果を持って議長の方に判断していただくという形でよろしいでしょうか。柴田委員。

○柴田委員 であるならば、今回のお申し合わせに追加っていうのはとりあえずペンディング、そして議事録にのっとして今回の病気の**取り扱い**についての対応については行うということにしていきたい。

○伊藤委員長 25日にお話しするということなので、現在は申し合わせは出来上がっていない未完成いう認識でよろしくお願いいたします。それでは、委員の皆様ほかにございませんか？大丈夫ですか。それでは議長の方から何かございますか。

○岩田議長 ございません

○伊藤委員長 事務局から追加でないかありますか。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 他にいないようですので以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

閉会 9時49分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 9月 22日

議会運営委員長 伊藤 仁